

答 申

第 1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）が、令和元年12月28日付けで審査請求人が行った開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、「鹿児島市法定外公共物（産業局所管）財産管理事務処理要領及び別冊鹿児島市法定外公共物財産管理事務処理マニュアル制定の原議書一式」について、不存在を理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 請求対象文書及び決定の内容

1 請求のあった公文書（以下「本件対象公文書」という。）の内容

鹿児島市法定外公共物（産業局所管）財産管理事務処理要領及び別冊鹿児島市法定外公共物財産管理事務処理マニュアル制定の原議書一式

2 決定の内容

本件対象公文書は、平成16年度に作成した10年保存の公文書で、平成27年度に廃棄済みであり、不存在を理由とする不開示決定

第 3 審査請求の趣旨及び理由

公文書不開示決定の取り消しを求める。

- 1．審査請求人が、知りたい情報であった為。
- 2．廃棄とありますが、審査請求人に対して不要な添付書類を請求した根拠があるはず。

第 4 審査請求に対する実施機関の説明要旨

鹿児島市法定外公共物（産業局所管）財産管理事務処理要領及び別冊鹿児島市法定外公共物財産管理事務処理マニュアル制定の原議書一式については、作成当時の鹿児島市文書取扱規程第36条第2項の規定により、同規程別表第3に掲げる公文書の保存期間の決定の基準に基づき、保存期間を10年と決定し、当該保存期間満了後、同規程第39条の規定により廃棄したため、現在は存在しない。

以上のことから、本件処分は妥当である。

第 5 審査会の判断等

1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

2 審査会の判断

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書である「鹿児島市法定外公共物（産業局所管）財産管理事務処理要領及び別冊鹿児島市法定外公共物財産管理事務処理マニュアル制定の原議書一式」とは、平成16年度に制定した鹿児島市法定外公共物（産業局所管）財産管理事務要領の制定

時の原議書及び同年度に制定した別冊鹿児島市法定外公共物財産管理事務処理マニュアルの制定時の原議書のことである。

(2) 本件対象公文書の存否について

審査請求人は、本件対象公文書は自分が知りたい情報であったこと、また、廃棄とあるが審査請求人に対して不要な添付書類を請求した根拠がある旨を主張していることに対し、実施機関は、本件対象公文書は既に保存期間を満了し廃棄したため現在は存在しない旨の弁明をしている。そこで、以下本件対象公文書の存否について検討する。

本件対象公文書は、平成16年度に作成した文書であり、当時の鹿児島市文書取扱規程第36条第2項では「文書の保存期間は、法令等の定め、文書の効力、重要度、利用度、資料価値等を勘案して、別表第3に掲げる文書の保存機関決定の基準に基づき、文書取扱責任者が決定する。」と規定されていたことから、文書取扱責任者である経済局農林部農政課長（当時）が同規程別表第3に規定する文書の保存期間決定の基準に従い「4 その他10年保存の必要があると認められる文書」に該当するとして、保存期間を10年と定めた公文書である。市の内部マニュアルである要領、マニュアル等の起案文書については、他の部署においても10年保存と定めているのが通例であり、保存期間が10年とされていることについて、特段不合理な点はみられない。また、当時の同規程第39条第1項では「各課で保管し、又は保存する文書のうち、保存期間の満了したものは速やかに各課で廃棄するものとする。」と規定されていた。

本件対象文書は、平成26年度に保存期間が満了しており、同条の規定により平成27年度に廃棄された文書であることから、この点を踏まえると、実施機関の説明に特段不合理な点はみられない。

なお、審査会が文書管理システムにおける廃棄処理の内容が分かる資料を確認したところ、関連のフォルダは廃棄処理されており、本件対象文書は確認されなかった。

以上のことから、審査会としては、本件公文書は不存在であると認定せざるを得ない。

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の経過

年月日	調査審議の経過
令和2年5月12日	実施機関からの諮問を受けた。
令和2年6月8日 (第1回審査会)	諮問の審議を行った。
令和2年7月20日 (第2回審査会)	答申案の審議を行った。